

禁煙外来のお知らせ

平成22年4月21日より禁煙外来（保険診療／ニコチン依存管理料）を開始しました。

受診方法： 内科外来担当 石山医師/川又医師

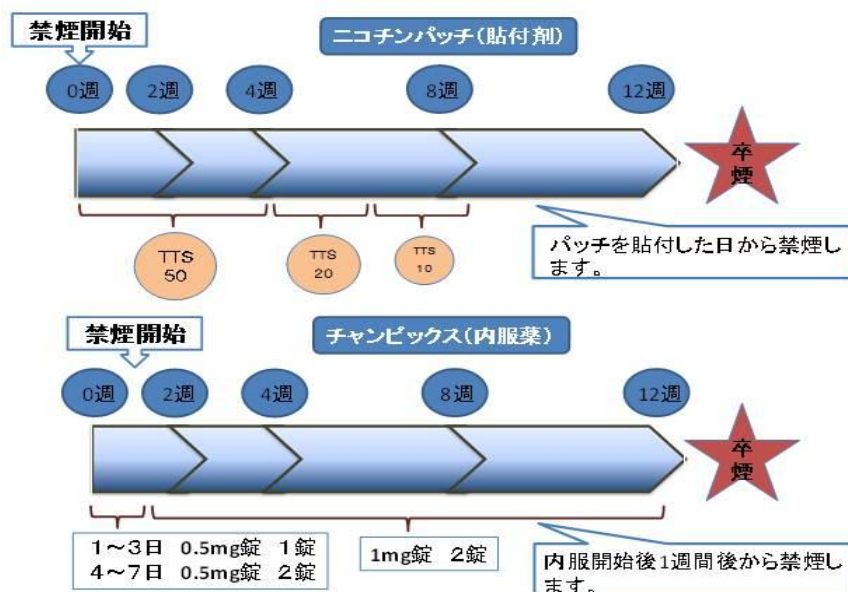
診療時間： 内科外来の診察時間内（石山医師 火 午後／ 川又医師 金 午前）

治療内容 禁煙治療を保険診療で行うにあたって、一定の条件(下記参照)をみたす必要があります。保険診療での禁煙治療には、貼り薬、または内服薬による方法の2種類があります。いずれの治療法も約3ヶ月かかります。

- ① 貼り薬： **ニコチンパッチ**という貼り薬から少しずつニコチンを体内に吸収することによりタバコの禁断症状を防ぐ方法を**ニコチン置換療法**といいます。これを一日一枚8～10週間続けます。パッチの大きさは徐々に小さくなります。
- ② 内服薬： **チャンピックス**という錠剤の内服により治療を行います。この内服薬は**喫煙行動の関係する脳の働きを抑える効果**があります。ニコチンは含まれていません。規定濃度の薬を1週間内服後に禁煙を行います。計12週間の内服を行います。

治療スケジュールは下記のとおりです。

いずれの治療法も**約3ヶ月**かかります。通院日数は初回を含め**5回**です。禁煙治療にかかる費用は健康保険適用で3割負担の場合、薬剤費込み**3ヶ月総額は貼り薬で12000円前後、内服薬で18000円前後**となります。



＜保険適用の条件＞

- ①問診によりニコチン依存症と診断された方
- ②1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上
- ③禁煙治療を受けることを文章で同意された方
- ④過去1年以内に保険を使った禁煙外来診療を受けていないこと
- ⑤直ちに禁煙を希望している方

